

## 大津市保育所等用地賃借料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等の用に供する土地を賃借して保育所等を設置し、及び運営する場合において、当該土地に係る賃借料の負担が経営を逼迫する状況にあることに鑑み、予算の範囲内において当該賃借に係る経費の一部を補助することにより、保育所等の長期的かつ安定的な運営を確保し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 保育所等用地 保育所等の用に供する建物（建築中のものを含む。）の存する土地をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育所等用地賃借料補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等の設置者（設置予定の者を含む。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育所等用地を賃借しており、当該賃借に係る最初の契約が平成22年4月1日以後になされたものであること。
- (2) 保育所等用地の賃貸人が保育所等の運営に参画するもの及びその親族その他補助対象者と利害関係を有するものに該当しないこと。ただし、当該賃借に係る契約の賃貸人又は賃借人が法人である場合であって、その者が会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定に基づく利益相反取引に係る手続を経た上で締結された契約に基づき賃借しているときは、この限りではない。
- (3) 保育所等の用に供する建物を所有するもの（保育所等の用に供する建物が建築中の場合にあつては、保育所等の設置者で当該建築に係る請負工事の注文者であるものを含む。）であること。
- (4) 保育所等の利用定員の数が60人以上であること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助年度における保育所等用地の賃借料（保育所等の用に供する建物が建築中の場合にあつては、開設前6月分に限る。）とする。

2 保育所等用地に保育所等の用途以外の用に供する部分が含まれる場合にあつては、保育所等の用途に係る部分の金額として市長が認めた金額を前項の賃借料とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定による賃借料の額又は補助年度の保育所等用地の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の6を乗じて得た額（賃借期間が1年に満たない場合は、当該得た額を365で除して得た額に賃借期間の日数を乗じて得た額）のい

ずれか低い額に2分の1を乗じて得た額（その額が2,500,000円（賃借期間が1年に満たない場合は、2,500,000円を365で除して得た額に賃借期間の日数を乗じて得た額。以下この項において同じ。）を超える場合は、2,500,000円）とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 賃貸借契約概要調書（様式第2号）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 賃借土地の固定資産評価額証明書
- (4) 収支予算書抄本（様式第3号）

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第6号）又は大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育所等用地賃借料補助金実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大津市保育所等用地賃借料補助金精算調書（様式第9号）
- (2) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し
- (3) 収支決算書抄本（様式第10号）

（確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育所等用地賃借料補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（交付請求書）

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付請求書（様式第13号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育所等用地賃借料補助金返還通知書（様式第15号）により行うものとする。

（確認の辞退等に伴う補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となる保育所等の開設の日の属する年度から起算して10年度を経過するまでの間に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条第1項の確認の辞退（次に掲げる事由によるものを除く。）を行い、又は同法第40条第1項の確認の取消しを受けたときは、当該辞退し、又は取消しを受けた日の属する年度から起算して5年以内の年度に交付を受けた補助金に相当する額を市に返還しなければならない。

(1) 移転（市内の場合に限る。）及び事業譲渡によるもの

(2) 震災、風水害、火災その他の災害によるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認めるもの  
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日において現に運営している保育所等に係る第15条の規定の適用については、同条中「当該交付の対象となる保育所等の開設の日の属する年度」とあるのは「令和3年度」と、「5年以内の年度」とあるのは「5年以内の年度（令和3年度以後の年度に限る。）」とする。

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の名称

所在地

代表者

印

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育所等用地賃借料補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 賃貸借契約概要調書（様式第2号） (2) 賃貸借契約書の写し (3) 賃借土地の固定資産評価額証明書 (4) 収支予算書抄本（様式第3号）
<p>私は、補助金の交付を受けた場合であって、開設の日の属する年度（開設の日が令和2年度以前の場合（以下「令和2年度以前開設の場合」という。）にあつては、令和3年度）から起算して10年度を経過するまでの間に子ども・子育て支援法第36条第1項の確認の辞退（大津市保育所等用地賃借料補助金交付要綱第15条各号に掲げる事由によるものを除く。）を行い、又は同法第40条第1項の確認の取消しを受けたときは、当該辞退し、又は取消しを受けた日の属する年度から起算して5年以内の年度（令和2年度以前開設の場合にあつては、令和3年度以後の年度に限る。）に交付を受けた補助金に相当する額を市に返還することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>法人の名称</p> <p>代表者 _____</p>	



様式第3号（第6条関係）

収支予算書抄本

（収入）

項目	予算額（円）	備考
合計		

（支出）

項目	予算額（円）	備考
合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

法人の名称  
所在地  
代表者



様式第4号（第7条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等用地賃借料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定金額	円
交付条件	

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第5号（第7条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等用地賃借料補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	



様式第6号（第8条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市保育所等用地賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付決定金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第7号（第8条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市保育所等用地賃借料補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の名称

所在地

代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等  
用地賃借料補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次の  
とおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 補助金精算調書 (様式第 9 号) (2) 領収書 (明細を記したものを含む。) の写し (3) 収支決算書抄本 (様式第 1 0 号)

様式第9号（第9条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金精算調書

（単位：円）

対象経費の支出額 A	固定資産評価額の 6%相当額 B	AとBを比較して少 ない方の額 C	Cの1/2相当額 D	Dと250万円を 比較して少ない方の 額 E	補 助 額 (千円未満切捨て) F	備 考
円	円	円	円	円	円	

様式第10号（第9条関係）

収支決算書抄本

（収入）

項目	決算額（円）	備考
合計		

（支出）

項目	決算額（円）	備考
合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

法人の名称  
所在地  
代表者



様式第11号（第10条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等用地賃借料補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

様式第12号（第11条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の名称

所在地

代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育所等用地賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付確定金額	円
交付請求金額	円
振込先金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	口座名義
添付書類	

様式第13号（第12条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

法人の名称

所在地

代表者



年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大津市保育所等用地賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補助年度		
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業	
交付決定金額		
補助金を事前交付請求する理由		
補助金の既交付金額	円	
交付請求金額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		



様式第14号（第13条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市保育所等用地賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第15号（第14条関係）

大津市保育所等用地賃借料補助金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市保育所等用地賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	大津市保育所等用地賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。